

令和2年度市町がん検診個別勸奨・再勸奨促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町が実施するがん検診受診率向上を目的に実施する個別勸奨・再勸奨、がん教育・職域連携によるがん検診受診勸奨に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、別表に定めるところによる。

(交付額)

第3条 この補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費支出予定額の実支出額から、預金利子その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

(交付申請書の添付様式)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の添付書類は次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（別紙様式1）
- (2) 経費支出予定額内訳書（別紙様式2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) 事業予定計画書（別紙様式3）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書を3月15日までに提出して行うものとする。

(交付決定)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、厚生労働大臣の交付の決定があつ

た日から起算して、原則として14日以内に行うものとする。

(変更交付決定)

第8条 規則第8条の規定による補助金の変更交付決定は、厚生労働大臣の変更交付決定があった日から起算して、原則として14日以内に行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書等に添付する書類は、次のとおりとし、事業完了後1か月以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- (1) 経費精算額調書(別紙様式4)
- (2) 経費支出済額内訳書(別紙様式5)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (4) 事業実績報告書(別紙様式6)
- (5) 個別勸奨・個別再勸奨に用いた資材等
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第10条 知事が必要と認める場合は、概算払いの方法により、交付することができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、事業の実施にあたり、物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針(平成14年4月1日策定)」に沿って、環境負荷の低減に役立つ物品の調達に努めるものとする。

(標準事務処理期間)

第12条 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金に適用する。

別表

項目	補助対象経費	基準額	補助率
がん対策強化事業	<p>事業の内容は、次に掲げるものとし、個別勸奨については新たに取り組むものに限る。</p> <p>個別勸奨および個別再勸奨</p> <p>(1) 令和2年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の対象外となる事業</p> <p>(2) (1)のうち検診対象者の未受診者に対するハガキや電話等による受診勸奨の実施</p> <p>(3) (1)のうち検診対象者に対する個別の受診勸奨通知を送付した者のうち、年度途中での未受診者に対するハガキや電話等による受診再勸奨の実施</p> <p>(4) (1)のうち検診対象者の未受診者に対するかかりつけ医、事業者および保険者等関係機関と連携した受診勸奨の実施</p> <p>(5) (1)のうちかかりつけ医、事業者および保険者等関係機関との連携による精密検査勸奨の実施</p> <p>(6) (1)のうち対象者のがん検診台帳の整備</p> <p>(7) 対象経費は、市町が実施するがん検診において実施する個別勸奨に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 ・給料 ・通勤費 ・共済費 ・報償費 ・旅費 ・需用費（消耗品費、印刷製本費） ・役務費（通信運搬費、保険料、広告料） ・委託料 	<p>人口 30 万人以上の市 ： 1,750,000 円</p> <p>人口 30 万人未満 10 万人以上の市 ： 993,000 円</p> <p>人口 10 万人未満の市 ： 581,000 円</p> <p>町 ： 200,000 円</p> <p>（人口は、令和元年 10 月 1 日現在人口による）</p>	1/2

経費所要額調書

対象経費 支出予定額 A	収入予定額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	補助 基準額 E	県補助 所要額 F	備考
円	円	円	円	円	円	円

(注) E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記入すること。

F欄には、千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

経費支出予定額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A	

(注) A欄には、別紙様式4の「対象経費支出予定額」欄と一致すること。

事業予定計画書

1 事業の目標

補助金申請理由	目標
例) 補助金を活用し、かかりつけ医等と連携した個別勧奨により受診率向上を図る。	例) 肺がん検診の70歳代受診者数が2%増加する

2 事業計画の内容

がん種	実施予定時期	実施予定内容
胃がん		
肺がん		
大腸がん		
乳がん		
子宮頸がん		

経費精算額調書

対象経費 支出済額 A	預貯金利子 その他収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 E	県補助 所要額 F	交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引 F - (G)または (H)
円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) E欄には、C欄とD欄を比較して少ないほうの額を記入すること。

F欄には、千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

経費支出済額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A	

(注) A欄には、別紙様式1の「対象経費支出済額」欄と一致すること。

実績報告書

○[]がん（個別勧奨・個別再勧奨は分けて記載）

対象者	
勧奨方法	

【勧奨以後の評価】（実施分のみ記載）

年度	全体 対象者数 (人)	全体 受診者数 (人)	全体 受診率 (%)	個別勧奨 対象者数 (人)	個別勧奨 対象者の 受診者数 (人)	個別勧 奨対象 者受診 率 (%)	個別再勧 奨対象者 数 (人)	個別再 勧奨受 診者数 (人)	個別再 勧奨対 象者受 診率 (%)
2018									
2019									

○[]がん（個別勧奨・個別再勧奨は分けて記載）

対象者	
勧奨方法	

【勧奨以後の評価】（実施分のみ記載）

年度	全体 対象者数 (人)	全体 受診者数 (人)	全体 受診率 (%)	個別勧奨 対象者数 (人)	個別勧奨 対象者の 受診者数 (人)	個別勧 奨対象 者受診 率 (%)	個別再勧 奨対象者 数 (人)	個別再 勧奨受 診者数 (人)	個別再 勧奨対 象者受 診率 (%)
2018									
2019									

（対象がん種別が多いときはシートを追加して記入して下さい）

○今年度の取り組み成果（自由記載）

--

○次年度に向けた課題（自由記載）

--